

## 新旧対照表（案）

### ○陳情書処理規程

新	旧
<p>第1条 <u>陳情書は、邦文（点字によるものを含む。）を用い、陳情の要旨、提出年月日並びに陳情者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地。以下同じ。）を記載し、議長に提出しなければならない。</u></p>	<p>第1条 <u>陳情書は、邦文（点字によるものを含む。）を用い、陳情の要旨、提出年月日及び陳情者の住所（法人にあつては、その事務所又は事業所の所在地。以下同じ。）を記載し、署名（法人にあつては、その名称の記載及び代表者の署名）又は記名押印の上、議長に提出しなければならない。</u></p>